

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置

令和3年6月18日
東京都

1. 新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置

(1) 区 域

23区及び檜原村、奥多摩町を除く多摩地域の市町

(2) 期 間

令和3年6月21日（月曜日）0時から7月11日（日曜日）24時まで

(3) 措置等の概要

新型コロナウイルス感染症の再拡大防止のため、以下の要請を実施

①都民向け

- ・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛要請
- ・営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないこと 等

②事業者向け

- ・施設の使用制限の要請（営業時間短縮の要請）
- ・催物（イベント等）の開催制限 等

2. 都民向けの要請

● 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請

(新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項)

● 不要不急の都道府県間の移動の自粛 (法第24条第9項)

● 混雑している場所や時間を避けて行動すること (法第24条第9項)

● 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を自粛すること (法第24条第9項)

● 飲食店等で飲酒する場合は、同一グループ2人以内で、90分以内とすること (法第24条第9項)

● 措置区域において、営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りしないこと (法第31条の6第2項)

● 路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動の自粛 (法第24条第9項)

3. 事業者向けの要請等

(1) 飲食店及び飲食に関連する施設への要請等①

施設の種類 (施行令第11条)	施設	要請内容	
		措置区域	措置区域外
飲食店 (第14号)	飲食店(居酒屋を含む。)、喫茶店、バー(接待や遊興を伴わないもの)等(宅配・テイクアウトサービスは除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ●営業時間の短縮(5時~20時)を要請(法第31条の6第1項) ●入場をする者等に対する酒類提供の停止を要請(法第31条の6第1項) 利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請(法第31条の6第1項) ・ただし、国の定める「基本4項目」(※1)を遵守している店舗(※2)について、以下を条件として、酒類提供・持込を可とする 	<ul style="list-style-type: none"> ●営業時間の短縮(5時~21時)を要請(法第24条第9項) ●同 左(法第24条第9項) 同 左(法第24条第9項) ・ただし、国の定める「基本4項目」(※1)を遵守している店舗(※2)について、以下を条件として、酒類提供・持込を可とする
遊興施設等 (第11号)	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー(接待や遊興を伴うもの)、パブ等のうち、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている施設	<ul style="list-style-type: none"> ①同一グループの入店：2人以内 ②酒類提供の時間：11時から19時までの間 ③利用者の滞在時間：90分以内 <p>※1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクリル板等(パーティション)の設置又は座席の間隔の確保 ・手指消毒の徹底 ・食事中以外のマスク着用の推奨 ・換気の徹底 <p>※2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都においては、「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示の上、コロナ対策リーダーの登録、研修の修了、所定のチェックリストにチェックをしている店舗 	<ul style="list-style-type: none"> ①同一グループの入店：2人以内 ②酒類提供の時間：11時から20時までの間 ③利用者の滞在時間：90分以内 <p>※1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクリル板等(パーティション)の設置又は座席の間隔の確保 ・手指消毒の徹底 ・食事中以外のマスク着用の推奨 ・換気の徹底 <p>※2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都においては、「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示の上、コロナ対策リーダーの登録、研修の修了、所定のチェックリストにチェックをしている店舗
集会場等 (第5号)	食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場 ※結婚式をホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)で行う場合も同様	<ul style="list-style-type: none"> ・なお、感染状況が悪化し、ステージIV相当の状況が視野に入った場合、専門家の意見を聴取した上で、直ちに酒類提供・持込の全面停止を要請 ・一方、感染状況が改善し、ステージII相当の状況が視野に入った場合、ワクチン接種の進捗状況や専門家の意見も踏まえ、徹底点検済店舗に限り、上記の条件を緩和 	<ul style="list-style-type: none"> ・なお、感染状況が悪化し、ステージIV相当の状況が視野に入った場合、専門家の意見を聴取した上で、直ちに酒類提供・持込の全面停止を要請 ・一方、感染状況が改善し、ステージII相当の状況が視野に入った場合、ワクチン接種の進捗状況や専門家の意見も踏まえ、徹底点検済店舗に限り、上記の条件を緩和

(次頁につづく)

(次頁につづく)

3. 事業者向けの要請等

(1) 飲食店及び飲食に関連する施設への要請等②

施設の種類 (施行令第11条)	施設	要請内容	
		措置区域	措置区域外
飲食店 (第14号)	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店、バー（接待や遊興を伴わないもの）等（宅配・テイクアウトサービスは除く。）	<ul style="list-style-type: none"> ●カラオケ設備の利用自粛を要請（飲食を主として業とする店舗で、カラオケ設備を提供している場合のみ） (法第31条の6第1項) ●特措法施行令第5条の5に規定される各措置の実施を要請（法第31条の6第1項） <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止（すでに入場している者の退場を含む） ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等） 	<ul style="list-style-type: none"> ●同 左（法第24条第9項） ●同 左（法第24条第9項）
遊興施設等 (第11号)	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー（接待や遊興を伴うもの）、パブ等のうち、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている施設	<ul style="list-style-type: none"> ●業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項） 	<ul style="list-style-type: none"> ●同 左（法第24条第9項）
集会場等 (第5号)	食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場 ※結婚式をホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）で行う場合も同様	<ul style="list-style-type: none"> ●業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項） 	<ul style="list-style-type: none"> ●同 左（法第24条第9項）

3. 事業者向けの要請等

(2) イベント関連施設等への要請等

施設の種類 (施行令第11条)	施設	要請内容	
		措置区域	措置区域外
劇場等 (第4号)	劇場、観覧場、映画館、 プラネタリウム、演芸場 等	<ul style="list-style-type: none"> ●規模要件等に沿った施設の使用を要請 (「3(6) イベントの開催制限」参照) (法第24条第9項) ●営業時間短縮を要請(法第24条第9項) <ul style="list-style-type: none"> ○イベント開催の場合 営業時間短縮(5時~21時)を要請 ○イベント開催以外の場合 (1,000㎡超の施設) 営業時間短縮(5時~20時)を要請 	<ul style="list-style-type: none"> ●同 左(協力依頼) ●営業時間短縮の協力依頼 <ul style="list-style-type: none"> ○イベント開催の場合 営業時間短縮(5時~21時)の協力を依頼 ○イベント開催以外の場合 (1,000㎡超の施設) 営業時間短縮(5時~21時)の協力を依頼
集会場等 (第5号)	集会場、公会堂 等	<ul style="list-style-type: none"> ●営業時間短縮(5時~20時)を要請 (1,000㎡以下の施設) 営業時間短縮(5時~20時)の協力を依頼 ○映画館 (1,000㎡超の施設) 営業時間短縮(5時~21時)を要請 (1,000㎡以下の施設) 営業時間短縮(5時~21時)の協力を依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ●営業時間短縮(5時~21時)の協力を依頼 (1,000㎡以下の施設) 営業時間短縮(5時~21時)の協力を依頼 ○映画館 (1,000㎡超の施設) 営業時間短縮(5時~21時)の協力を依頼 (1,000㎡以下の施設) 営業時間短縮(5時~21時)の協力を依頼
展示場 (第6号)	展示場、貸会議室、文化会館、 多目的ホール 等	<ul style="list-style-type: none"> ●特措法施行令第5条の5に規定される各措置 の実施を要請(法第24条第9項) <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止及び退場 ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等) 	<ul style="list-style-type: none"> ●同 左(協力依頼)
ホテル等 (第8号)	ホテル、旅館 (集会の用に供する部分に限る。)	<ul style="list-style-type: none"> ●施設での飲酒につながる酒類提供の自粛要請 (法第24条第9項) ●利用者による施設内への酒類の持込を 認めないことを要請(法第24条第9項) ●業種別ガイドラインの遵守(法第24条第9項) 	<ul style="list-style-type: none"> ●同 左(協力依頼) ●同 左(協力依頼) ●同 左(法第24条第9項)

3. 事業者向けの要請等

(3) イベントを開催する場合がある施設への要請

施設の種類 (施行令第11条)	施設	要請内容	
		措置区域	措置区域外
運動施設 (第9号)	体育館、スケート場、水泳場、 屋内テニス場、柔剣道場、 ボウリング場、野球場、 ゴルフ場、陸上競技場、 屋外テニス場、ゴルフ練習場、 バッティング練習場、スポーツ クラブ、ホットヨガ、 ヨガスタジオ 等	<ul style="list-style-type: none"> ●規模要件等に沿った施設の使用を要請 (「3(6) イベントの開催制限」参照) (法第24条第9項) ●営業時間の短縮 <ul style="list-style-type: none"> ○イベント開催以外の場合 (1,000㎡超の施設) 営業時間短縮(5時~20時)を要請 (法第24条第9項) (1,000㎡以下の施設) 営業時間短縮(5時~20時)の協力を依頼 ○イベント開催の場合 営業時間短縮(5時~21時)を要請 (法第24条第9項) 	<ul style="list-style-type: none"> ●同 左(協力依頼) ●営業時間の短縮 <ul style="list-style-type: none"> ○イベント開催以外の場合 (1,000㎡超の施設) 営業時間短縮(5時~21時)の協力を依頼 (1,000㎡以下の施設) 営業時間短縮(5時~21時)の協力を依頼 ○イベント開催の場合 営業時間短縮(5時~21時)の協力を依頼
遊技場 (第9号)	テーマパーク、遊園地	<ul style="list-style-type: none"> ●特措法施行令第5条の5に規定される各措置 の実施を要請(法第24条第9項) <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止及び退場 ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等) 	<ul style="list-style-type: none"> ●同 左(協力依頼)
博物館等 (第10号)	博物館、美術館、科学館、 記念館、水族館、動物園、 植物園 等	<ul style="list-style-type: none"> ●施設での飲酒につながる酒類提供の自粛要請 (法第24条第9項) ●利用者による施設内への酒類の持込を 認めないことを要請(法第24条第9項) ●業種別ガイドラインの遵守(法第24条第9項) 	<ul style="list-style-type: none"> ●同 左(協力依頼) ●同 左(協力依頼) ●同 左(法第24条第9項)

3. 事業者向けの要請等

(4) 参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設への要請等

施設の種類 (施行令第11条)	施設	要請内容	
		措置区域	措置区域外
商業施設 (第7号)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 等	<ul style="list-style-type: none"> ● 営業時間の短縮 (1,000㎡超の施設) 営業時間短縮(5時~20時)を要請 (生活必需物資を除く。)(法第24条第9項) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 営業時間の短縮 (1,000㎡超の施設) 営業時間短縮(5時~21時)の協力を依頼 (生活必需物資を除く。)
遊技場 (第9号)	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター 等	<ul style="list-style-type: none"> (1,000㎡以下の施設) 営業時間短縮(5時~20時)の協力を依頼 (生活必需物資を除く。) ● 特措法施行令第5条の5に規定される各措置の実施を要請(法第24条第9項) <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止及び退場 ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等) 	<ul style="list-style-type: none"> (1,000㎡以下の施設) 営業時間短縮(5時~21時)の協力を依頼 (生活必需物資を除く。) ● 同 左(協力依頼)
遊興施設 (第11号)	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 等	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設での飲酒につながる酒類提供の自粛要請 (法第24条第9項) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 同 左(協力依頼)
商業施設 (第12号)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 等	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請(法第24条第9項) ● 業種別ガイドラインの遵守(法第24条第9項) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 同 左(協力依頼) ● 同 左(法第24条第9項)

3. 事業者向けの要請等

(5) その他の施設

施設の種類 (施行令第11条)	施設	要請内容	
		措置区域	措置区域外
学校 (第1号)	幼稚園、小学校、中学校、高校 等	以下の事項について、協力を依頼 ・感染リスクの高い活動等の制限 ・遠隔授業も活用した、学修者本位の効果的な授業の実施等	
保育所等 (第2号)	保育所、介護老人保健施設 等		
大学等 (第3号)	大学等		
集会場等 (第5号)	葬祭場	以下の事項について、協力を依頼 ・施設での飲酒につながる酒類提供の自粛 ・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと	
博物館等 (第10号)	図書館	入場整理の実施について、協力を依頼	
遊興施設 (第11号)	ネットカフェ、マンガ喫茶 等	以下の事項について、協力を依頼 ・入場整理の実施 ・施設での飲酒につながる酒類提供の自粛 ・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと	
商業施設 (第12号)	銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 等		
学習塾等 (第13号)	自動車教習所、学習塾 等	オンラインの活用等の協力を依頼	

●全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）

3. 事業者向けの要請等

(6) イベントの開催制限（都内全域）

- イベント主催者等に対して、**規模要件等（人数上限・収容率）に沿ったイベントの開催**を要請（法第24条第9項）

	施設の収容定員		
	5,000人以下	5000人超～10,000人	10,000人超
大声なし	収容定員まで可	5,000人まで可	
大声あり	収容定員の半分まで可		5,000人まで可

〈大声なし〉クラシック音楽、演劇等

〈大声あり〉ロックコンサート、スポーツイベント等

- 営業時間短縮の要請（営業時間は5時から21時まで）（法第24条第9項）
- 参加者等の直行・直帰を確保するために必要な周知・呼びかけ等の徹底を要請（法第24条第9項）
- 接触確認アプリ（COCOA）の利用奨励を要請（法第24条第9項）

3. 事業者向けの要請等

(7) 職場への出勤等

- 職場への出勤について、テレワークの活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すことを要請（法第24条第9項）
- 事業の継続に必要な場合を除き、従業員の20時までの早期終業・帰宅を要請（法第24条第9項）